

平成29年11月

刈谷労働基準監督署からのお知らせ



刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況：



＜平成29年中に発生した労働災害の発生件数＞

(10月末時点)

| 業種 | 今月件数 | 累計 | 対前年増減数 | 業種 | 今月件数 | 累計 | 対前年増減数 |
|--------|------|---------|--------|--------|------|---------|--------|
| 製造業計 | 19 | 150 (2) | -2 +1 | 建設業計 | 4 | 29 (2) | +3 +2 |
| 食品 | 4 | 35 | +18 -1 | 土木 | | 3 | |
| 繊維 | | 3 | +1 | 建築 | 4 | 21 (2) | -1 +2 |
| 木材・木製品 | 1 | 4 | +3 | その他 | | 5 | +4 |
| 製紙・印刷 | 1 | 4 | | 交通・運輸業 | 6 | 46 | |
| 化学 | | 14 (1) | +1 | 陸上貨物業 | 1 | 4 | +1 |
| 窯業・土石 | 1 | 8 | -9 | 港湾荷役業 | | | |
| 鉄鋼・非鉄 | 1 | 10 (1) | -7 +1 | 商業 | 1 | 48 | +3 -1 |
| 金属製品 | 3 | 25 | -4 | 接客・娯楽業 | 3 | 20 | +8 |
| 一般機械 | 1 | 7 | -4 | 清掃業 | 2 | 16 (1) | +6 +1 |
| 電気機械 | | 3 | | | | | |
| 輸送用機械 | 7 | 32 | -1 | 上記以外 | 6 | 46 | +8 |
| その他製造 | | 5 | +1 | 合計 | 42 | 359 (5) | +27 +3 |

※ 本当計は、平成29年10月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

災害発生件数は対前年比+27件と、増加に転じた8月から増加幅が益々大きくなっており、12次防の月別目標値の約3割増で推移していることから、目標達成が非常に困難な状況であることには変わりありません。

製造業では、食品加工用機械による切れ・こすれ災害が大幅に増加し、他の業種においては、脚立や梯子、階段からの墜落・転落、通路等におけるつまづき・滑りなどの多発により前年を上回っています。

「これまで災害がなかったから大丈夫」、「災害の原因はあの人の不注意だ」、「安全装置を付けたから大丈夫」といった「安全」に対する間違っただけの考え方をしていませんか？

職場には様々な危険が内在しており、災害の原因には様々な要因が存在します。また、残留リスクは必ずあります。皆さんで「安全」に対する考え方を今一度確認しましょう。

□ 今月のトピックス

☆ 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインは、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた取組の一つとして、公共・民間含め全ての建設工事において、適正な工期設定等が行われることを目的として、発注者・受注者が取り組むべき事項を指針として取りまとめられたものです。その趣旨を踏まえ、受注者・発注者それぞれの視点から、働く人の立場に立った適正な工期設定へのご協力をお願いいたします。

☆ 12月に「職場の年末安全衛生推進運動」が実施されます。

愛知県内の労働災害による死傷者数は前年を上回る状況で推移しています。こうした状況の中、年の瀬を迎える慌たしさの中で、不幸な労働災害により、働く仲間の誰一人としてケガをすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、12月に「平成29年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施いたします。危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進と定着による労働災害の防止に一層取り組みましょう。

10月～12月は

キャンペーン期間です。

No more 労働災害

※キャンペーンの詳細は、右上のQRコードから確認できます。

(裏面あり)

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

厚生労働省では、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施し、次の取組を行います。

1 労使の主体的な取組を促します。

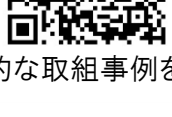
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

(要請の様子はこちら)



2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。



3 重点監督を実施します。

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。



4 電話相談を実施します。

(過去の監督結果等はこちら)

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。※今年度はすでに10月28日(土)に実施済みですので、以下の窓口で労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30~17:15)

労働条件相談ホットライン 0120-811-610 (月~金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00)

労働基準関係情報メール窓口 (情報提供)

労働基準 メール窓口



5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

● 専用 web サイトへ

LEC 過重労働解消



トップが決意を持って、 長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死等の防止は喫緊の課題となっています。このため、長時間労働の削減をはじめとする取組を積極的に行って行く必要があります。

過労死等防止のための取組

◎長時間労働の削減

◎過重労働による健康障害の防止

◎働き方の見直し

◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進

◎職場のパワーハラスメントの予防・解決

◎相談体制の整備等

◎労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

【過労死等防止対策推進シンポジウム】が開催されます。

日時：11月28日(火) 13:30~16:20 (受付13:00~)

会場：名古屋国際センター 別棟ホール

(名古屋市中村区那古野一丁目 47 番 1 号)

URL <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

参加無料
[事前申込]

過労死 シンポ

